

○ 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年三月三十日法律第十五号）（抄）

第二章 果樹農業振興基本方針等

（果樹農業振興基本方針）

第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
- 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
- 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
- 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
- 六 その他必要な事項

3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

（生産出荷安定指針）

第四条の三 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために一年を超える相当の期間を必要とすると見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）、次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

- 一 対象とする期間
- 二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

○ 果樹農業振興特別措置法施行令（昭和三十六年三月三十日法律第十五号）（抄）

（果樹農業振興基本方針）

第1条 果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項の果樹農業振興基本方針は、おおむね5年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（果樹農業振興基本方針等の対象果樹）

第2条 法第2条第2項の政令で定める果樹は、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルとする。

（特定果実）

第5条 法第4条の3第1項の政令で定める果実は、うんしゅうみかんとする。